

財理第1645号
平成15年5月6日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 寺澤辰磨

平成15年度における地方債の許可に係る協議に関する事務等の運営について

標記については下記事項に留意のうえ取り扱われたい。

記

1. 「地方債許可方針」及び「平成15年度の地方債許可方針の運用について」を総務省と協議のうえ別紙1のとおりそれぞれ改正及び決定したので、地方債許可に係る協議に際しては本許可方針及び運用通達にのっとり、地方公共団体の財政状況、事業の必要性等を勸案のうえ、遺憾のないよう適切に処理されたい。
2. 地方債許可に係る事務手続き及び財政融資資金普通地方長期資金等の貸付予定額の決定等に関する事務手続きについては、「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」、「平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件について」、「決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて」等、別に定めるものにのっとり処理するものとする。
3. 地方債許可に係る協議に関する事務及び財政融資資金普通地方長期資金等の貸付予定額の決定等に関する事務については、事業別に別紙2に定めるところにより財務大臣、財務局長及び財務事務所長において処理するものとする。